

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

模倣被害に対する主要各国による措置及び対策
に関する実態調査報告書

平成 29 年 3 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

概括表

水際措置に関する規定の有無 (上段: 申立による差止、下段: 職権による差止)																
	特許権			実用新案権			意匠権			商標権			著作権			
	輸入	輸出	トランジット	輸入	輸出	トランジット	輸入	輸出	トランジット	輸入	輸出	トランジット	輸入	輸出	トランジット	
米国	x	x	x	-	-	-	x	x	x	o	o	△	o	o	△	
	△	x	x	-	-	-	△	x	x	o	o	△	o	o	△	
オーストラリア	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	o	x	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	o	x	x	
英国	o	o	o	-	-	-	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	-	-	-	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
中国	o	o	△	o	o	△	o	o	△	o	o	△	o	o	△	
	o	o	△	o	o	△	o	o	△	o	o	△	o	o	△	
韓国	o	o	o	△	△	△	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	△	△	△	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
EU	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
カナダ	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
チリ	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	△	△	△	△	△	△	
メキシコ	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
ペルー	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
ニュージーランド	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	o	o	x	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	o	o	x	o	
台湾	o	x	x	o	x	x	o	x	x	o	o	△	o	o	△	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	△	o	o	△	
フィリピン	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	
	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	
ベトナム	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
タイ	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
マレーシア	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	o	x	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	x	x	x	
シンガポール	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	o	x	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
インドネシア	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
カンボジア	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	△	o	x	△	
ミャンマー	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
ラオス	o	△	△	o	△	△	o	△	△	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
ブルネイ	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	o	o	x	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	
UAE	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
トルコ	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
日本	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	

概括表

	水際措置について			刑事措置について				民事措置について			模倣被害の実態把握状況*3	
	税関登録制度	破産までの費用負担	税関における差止件数の統計調査の有無	営業秘密の不正取得*1	不正ラベル等の故意の使用*1	映画盗撮*1	刑事措置に関する統計調査の有無	法定損害賠償制度*2	追加的損害賠償	民事措置に関する統計調査の有無	模倣被害の実態把握調査	模倣被害の損害額の推定
米国	商標権 著作権	財務没収基金	あり	○	○	○	あり	あり	あり	なし	なし	なし
オーストラリア	商標権 著作権	権利者	なし	○	○	○	なし	あり	あり	なし	なし	なし
英国	特許権 意匠権 商標権 著作権	歳入関税庁	あり	○	○	○	なし	あり	なし	なし	なし	なし
中国	専利権(特実意) 商標権 著作権	権利者	あり	○	○	○	あり	あり	あり(商標権)	あり	あり	なし
韓国	特許権 意匠権 商標権 著作権	輸出入者 (原則)	あり	○	○	○	あり	あり	なし	なし	あり	あり (非公開)
EU	特許権 実用新案権 意匠権 商標権 著作権	税関当局	あり	各加盟国による				各加盟国による			—	—
カナダ	商標権 著作権	権利者	なし	×	○	○	あり	あり	あり	なし	—	—
チリ	なし	事案により異なる	あり	○	○	○	あり	あり	なし	なし	—	—
メキシコ	商標権	刑事事件: 刑事当局 行政事件: 権利者	あり (非公開)	○	○	×	なし	あり	なし	なし	—	—
ペルー	商標権 著作権	権利者又は輸出入業者	なし	×	○	○	なし	あり	なし	なし	—	—
ニュージーランド	商標権 著作権	権利者	なし	○	○	×	なし	あり	あり(著作権)	なし	—	—
台湾	商標権 著作権	被差押人	あり	○	○	○	あり	あり	あり	あり	—	—
フィリピン	特許権 実用新案権 意匠権 商標権 著作権	輸入者又は輸出入業者	あり	○	○	○	あり	あり	あり	あり	—	—
ベトナム	特許権 実用新案権 意匠権 商標権 著作権	侵害: 侵害者 非侵害: 権利者	あり	×	○	×	なし	あり	なし	なし	—	—
タイ	商標権 著作権	輸入者	あり (非公開)	○	○	○	あり (非公開)	あり	あり	あり (非公開)	—	—
マレーシア	なし	権利者	なし	×	○	○	あり (非公開)	あり	あり	あり (非公開)	—	—
シンガポール	なし	権利者	あり (非公開)	○	○	○	あり	あり	あり (著作権のみ)	なし	—	—
インドネシア	なし	規定なし	なし	○	○	○	なし	あり	なし	なし	—	—
カンボジア	なし	規定なし	なし	×	○	○	なし	あり	なし	なし	—	—
ミャンマー	商標権	税関	なし	○	○	×	なし	あり	なし	なし	—	—
ラオス	なし	侵害: 侵害者 非侵害: 権利者	なし	○	○	○	なし	あり	なし	なし	—	—
ブルネイ	なし	規定なし	なし	×	○	○	なし	あり	明確な規定なし	なし	—	—
UAE	商標権	侵害品の所有者	あり (原則非公開)	×	○	×	なし	あり	なし	なし	—	—
トルコ	特許権 実用新案権 意匠権 商標権 著作権	税関	あり (原則非公開)	○	○	○	あり (非公開)	あり	あり (著作権のみ)	なし	—	—
日本	なし	税関	あり	○	○	○	あり	あり	なし	あり	あり	あり

*1 一説法による対応も含まれる

*2 各国毎に内容が異なる

*3 米国、オーストラリア、英国、中国、韓国、日本について調査

13 フィリピン

13.1 エンフォースメントに係る制度の内容及び運用状況

(1) 概要

米国通商代表部（USTR）が毎年公表しているスペシャル301条報告書において、フィリピンは1994年から毎年リストに記載されていたが、2014年に初めて監視対象外となった。当該決定は、フィリピンにおける知的財産関連の法律の整備、民事及び行政のエンフォースメントの強化に対する取組みが評価されたことの表れといえる。

フィリピンにおいて、特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権が水際措置の対象となり、税関登録制度もこれらの権利すべてについて存在する。しかし実務上は、特許権等の侵害物品は、侵害の有無が外観上明らかでないことが多いため税関での判断が難しく、現実的には税関での差止はほぼ商標権侵害と著作権侵害、特に商標権侵害に限られる。なお、差止の対象となるのは輸入、輸出であり、トランジットに関しては、フィリピンでは対象となる知的財産権に係る侵害被疑貨物の差止等についての明文化された規定はない。

(2) フィリピンにおける侵害対策関連機関

フィリピンでは2013年の知的財産法改正により、フィリピン知的財産庁（IPOPHL）に強制捜査権が付与された。従来IPOPHLは知的財産権の登録の受付や、知的財産関連紛争のルール策定のみを行っていたが、本改正により模倣品の販売及び取引に関してエンフォースメント機能の行使が可能になった。

模倣品対策に係る主な行政機関としては、例えば以下のものがある。

表1 模倣品対策に係る主な行政機関

行政機関	英文名称（略称）	主な役割
知的財産庁	Intellectual Property Office of the Philippines (IPOPHL)	特許、商標、著作権等の知的財産権の登録手続を行う 2013年法改正により、エンフォースメントの権限が付与された
国家捜査局、知的財産権部	National Bureau of Investigation (NBI), Intellectual Property Rights Division	知的財産権に対する犯罪や違反の申立てを含む国家機関の知財部門
通商産業省、法務部	Office of Legal Affairs (OLA), Department of Trade and Industry (DTI)	少額の知的財産権に対する犯罪や違反の申立て
税関局 知的財産室	Bureau of Customs (BOC), Intellectual Property Unit	貨物の輸出入の水際管理を行う
光メディア委員会	Optical Media Board (OMB)	主に海賊版の取締を行う
国家知的財産権委員会	National Committee on Intellectual Property Rights (NCIPR)	フィリピン国家警察、国家捜査局、関税局、光メディア委員会、内務地方自治省、司法省、その他の機関から構成される組織であり、横断的に模倣品・海賊版問題に対応する

国家知的財産権委員会（NCIPR）は2008年に行政命令（Executive Order）No.736により設立された委員会であり、国内における知的財産権の促進、保護、実施の強化を任務とする。IPOP HLが事務局となり、毎月会合を開いてエンフォースメントを含む知的財産権に関する諸問題を協議している。

NCIPRは以下の構成機関からなる。

表2 NCIPR構成機関一覧

名称	英文名称（略称）
知的財産庁	Intellectual Property Office (IPOP HL)
貿易産業省	Department of Trade and Industry (DTI)
関税局	Bureau of Customs (BOC)
国家図書開発委員会	National Book Development Board (NBDN)
国際犯罪対策室	Office of the Special Envoy for Transnational Crimes (OSETC)
内務地方自治省	Department of the Interior and Local Government (DILG)
国家捜査局	National Bureau of Investigation (NBI)
光メディア委員会	Optical Media Board (OMB)
司法省	Department of Justice (DOJ)
国家通信委員会	National Telecommunications Commission (NTC)
フィリピン国家警察	Philippine National Police (PNP)
食品医薬品局	Bureau of Food and Drugs (BFAD)

模倣品・海賊版の摘発に積極的に取り組んでおり、2016年1月から5月にかけてNCIPRのもとで行われた合同エンフォースメントは、既に推定2,817,598,891ペソ相当に達したと発表された¹。

また、フィリピンの特徴として、税関と警察が共同で摘発を行っており、高い実績を上げている。かかる共同摘発の2016年度の実績はおよそ20億ペソ相当²と報告されている。

（3）取りうる措置の概要

フィリピンにおいては、模倣被害に対して権利者が求めうる救済措置として、刑事措置、行政措置、民事措置がある。

ア 刑事措置³

知的財産法の定めにより、知的財産侵害事案については禁固及び罰金の罰則が科される。権利者は、刑事訴訟の開始に先立ち、裁判所に捜査・差押令状の発行を請求し執行することで、暫定的に迅速な救済を求めることが可能である。

¹ IPOP HLウェブサイト「Gov't. Sustains Efforts Against Counterfeiting and Piracy」URL：<http://www.ipophil.gov.ph/releases/2014-09-22-06-26-21/453-gov-t-sustains-efforts-against-counterfeiting-and-piracy>（最終アクセス日：2017年3月13日）

² NCIPR「SUMMARY OF IP ENFORCEMENT DATA 01 January – 31 December 2016」URL：<http://www.ipophil.gov.ph/images/IPEnforcement/Statistics/Seizures/2016Data.pdf>（最終アクセス日：2017年3月13日）

³ 営業秘密等、特定の行為に対する刑事罰については13.1.2参照。

イ 行政措置

権利者は、IPOP HL又は貿易産業省（DTI）に模倣業者の行政処分を要請できる。IPOP HLは20万ペソ以上の損害賠償が求められる知的財産権を含む法律違反事件の行政措置について、最初の管轄権を有する。正式な取り調べの後、IPOP HLは以下の行政処分を行うことができる。

表3 IPOP HLによる行政処分

(1) 侵害者が侵害行為を停止すべき命令
(2) 侵害者による次の事項を含む誓約書の提出命令 ・ 違反した知的所有権法の規定の順守 ・ 不法かつ不公正な行為の停止 ・ 侵害品に対する賠償 ・ 請求人が支出した経費の弁済
(3) 侵害品の押収及び処分
(4) 侵害に使用した設備及びすべての動産の没収
(5) 5,000 ペソ以上 150,000 ペソ以下の過料
(6) 庁が与えた認可、ライセンス、許可若しくは登録の取消又は一時的停止
(7) 庁に申請している認可、ライセンス、許可又は登録申請の保留
(8) 損害賠償額の評価
(9) 譴責
(10) その他類似の処分又は制裁

被害総額が20万ペソ以下の場合にはDTIへ要請することとなる。DTIへの要請の場合、当事者間での和解を優先させる傾向にある。

その他、行政措置として、税関における知的財産侵害品の取締りを行っている。かかる水際措置については後述（13.1.1）する。

ウ 民事措置⁴

フィリピンにおいては、知的財産権行使のための民事訴訟の係争中、又はその開始に先立ち、権利者が捜査・差押令状の発行を求めることができる。ケソン、マニラ、マカティ及びパシッグに所在する商事裁判所が、特別商事裁判所として、フィリピン全体での知的財産権侵害に対する民事訴訟のための捜査令状と差押命令を発行する権限を有している（知的財産事件実施規則(A.M.No.10-03-10-SC)）。裁判所は申立てがあると、24時間以内に審査・決定を行う。裁判所が捜査差押令状を発行すると、申立者は保証金を支払い、執行官は10日以内にその命令を執行する。

13.1.1 水際措置の内容及び実施状況

(1) 対象

水際措置の対象となる知的財産権は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権であり、これらの権利が輸出及び輸入する貨物の差止による保護の対象となっている。

⁴ 民事措置としての損害賠償については13.1.3参照。

ただし、特許権等の侵害物品は、侵害の有無が外観上明らかでないことが多いため税関での判断が難しく、実務上税関での差止はほぼ商標権侵害と著作権侵害、特に商標権侵害に限られる。なお、トランジット貨物に関しては、フィリピンでは対象となる知的財産権に係る侵害被疑貨物の差止等についての明文化された規定はない。

表4 水際措置に関する規定の有無⁵

		特許	実用新案	意匠	商標	著作権
輸入	申立差止	○ ^{*1}	○ ^{*1}	○ ^{*1}	○ ^{*1}	○ ^{*1}
	職権差止	○ ^{*1}	○ ^{*1}	○ ^{*1}	○ ^{*1}	○ ^{*1}
輸出	申立差止	○ ^{*1}	○ ^{*1}	○ ^{*1}	○ ^{*1}	○ ^{*1}
	職権差止	○ ^{*1}	○ ^{*1}	○ ^{*1}	○ ^{*1}	○ ^{*1}
トランジット	申立差止	×	×	×	×	×
	職権差止	×	×	×	×	×
税関登録制度		○ ^{*2}	○ ^{*2}	○ ^{*2}	○ ^{*2}	○ ^{*2}

^{*1} 根拠となる規定は、税関近代化及び関税法第118条、及び知的財産法166条

^{*2} 根拠となる規定は、税関行政命令No.6-20025

(2) 水際措置の主な担保法について

主な担保法としては、共和国法No.10863（知的財産法）、共和国法No.10863（税関近代化及び関税法）、共和国法No.1937（関税法）である。主な関連規定を以下に挙げる。

<Republic Act No. 10863 or the Customs Modernization and Tarrif Act>

Section 118. Prohibited Importation and Exportation. – The importation and exportation of the following goods are prohibited: x x x (f) Infringing goods as defined under the Intellectual Property code and related laws;

<共和国法No.10863（税関近代化及び関税法⁶）>

第118条 禁止される輸入及び輸出 – 次の商品の輸入及び輸出は禁止される。

・・・(f) 知的財産法及び関係法に基づき定義される侵害商品

<REPUBLIC ACT NO. 8293>

SECTION 166. Goods Bearing Infringing Marks or Trade Names. — No article of imported merchandise which shall copy or simulate the name of any domestic product, or manufacturer, or dealer, or which shall copy or simulate a mark registered in accordance with the provisions of this Act, or shall bear a mark or trade name calculated to induce the public to believe that the article is manufactured in the Philippines, or that it is manufactured in any foreign country or locality other

⁵ なお、水際措置の有無の判断は、基本的に質問票調査の回答及びその根拠となる規定の有無に基づく。表4では、根拠となる規定を確認できた場合は「○」とし、根拠となっている規定がない又は不明であるが運用で差止に限らず何らかの取締りを行っている場合は「△」とした。また、根拠となる規定がない又は確認できず、かつ質問票調査等でも確認できなかったものを「×」とした。なお、これらの取締り主体は税関に限らない。加えて、表内の「税関登録制度」は、対象となる権利に関する情報を税関に独自に登録することができる場合を○とした。

⁶ 引用する税関近代化及び関税法の日本語訳は、当調査研究で作成した仮訳である。

than the country or locality where it is in fact manufactured, shall be admitted to entry at any customhouse of the Philippines. In order to aid the officers of the customs service in enforcing this prohibition, any person who is entitled to the benefits of this Act, may require that his name and residence, and the name of the locality in which his goods are manufactured, a copy of the certificate of registration of his mark or trade name, to be recorded in books which shall be kept for this purpose in the Bureau of Customs, under such regulations as the Collector of Customs with the approval of the Secretary of Finance shall prescribe, and may furnish to the said Bureau facsimiles of his name, the name of the locality in which his goods are manufactured, or his registered mark or trade name, and thereupon the Collector of Customs shall cause one (1) or more copies of the same to be transmitted to each collector or to other proper officer of the Bureau of Customs. (Sec. 35, R.A. No. 166)

<共和国法No.8293 (知的財産法) 7>

第 166 条 侵害する標章又は商号を付した商品

国内の製品、製造者若しくは販売者の名称を模写し若しくはまね、本法の規定に従って登録された標章を模写し若しくはまね、又は当該物品がフィリピンにおいて製造され若しくは当該物品が実際に製造される国若しくは地方以外の外国若しくは地方において製造されていると公衆を誤認させることを意図した標章若しくは商号を付した輸入商品は、フィリピンの税関で通関を許可されない。関税業務担当官によるこの禁止の実施を支援するために、本法による利益を受ける権利を有する者は、関税徴税官が財務省長官の承認を得て定める規則に従い、その名称及び居所、その商品が製造される地方の名称、並びにその標章又は商号の登録証の写を、関税局がその目的のために保持する帳簿に記録することを請求することができ、また、関税局に対して、その名称、その商品が製造される地方の名称又はその登録標章若しくは商号を写真伝送により提出することができる。関税徴税官は、そのような提出があったときは、その写を作成し、関税局の各徴税官その他適切な官職に送付する。

<REPUBLIC ACT NO. 1937 AN ACT TO REVISE AND CODIFY THE TARIFF AND CUSTOMS LAWS OF THE PHILIPPINES>

Section 603. Territorial Jurisdiction

For the due and effective exercise of the powers conferred by law and to the extent requisite therefor, said Bureau of Customs shall have the right of supervision and police authority over all seas within the jurisdiction of the Philippines and over all coasts, ports, airports, harbors, bays, rivers and inland waters navigable from the sea.

<共和国法No.1937 関税法⁸>

第 603 条 地域管轄権

法律によって与えられた権利を正当かつ有効に行使する目的で、それに必要な範囲内で、この関税局はフィリピン法域内のすべての海面、並びにすべての沿岸、港、空港、停泊地、湾、河川、及び海面から航行可能

⁷ フィリピン知的財産法の日本語訳は、日本国特許庁ウェブサイト内外国産業財産権制度情報 (フィリピン) URL : http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/philippines/tizai.pdf (最終アクセス日 : 2017 年 3 月 13 日) より引用した。

以下も同様。

⁸ 引用する関税法の日本語訳は、当調査研究で作成した仮訳である。

な内陸水域について、監督権及び警察権を有する。

Section 604. Jurisdiction over Premises Used for Customs Purposes

The Bureau of Customs shall, for customs purposes, have exclusive control, direction and management of custom - houses, warehouses, offices, wharves, and other premises in the respective ports of entry, in all cases without prejudice to the general police powers of the city or municipality wherein such premises are situated

第 604 条 税関目的で使用される施設についての管轄権

関税局は、税関目的で、各入港地における税関庁舎、倉庫、事務所、埠頭、及びその他の施設について、排他的に管理、指示及び運営する権利を有するが、いずれもその施設が所在する市又は自治体の一般警察権の介入を妨げない。

(3) 税関登録制度

フィリピンでは、知的財産権の権利者は、自己の知的財産権及び関税局が模倣品の押収や没収時に利用する他の関連情報を事前に税関に登録することができる。登録の対象となる知的財産権は特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権であるが、実際に登録されている権利はそのほとんどが商標権である。登録費用は製品当たり2,000ペソであるが、権利者毎に上限は20,000ペソとなる。登録は登録の日から2年間有効であり、その後も更新が可能である。これらの詳細は税関行政命令No.6-2002に規定されている。登録に必要な書類、情報は以下のものである。

表5 税関登録に必要な書類・情報

正式に作成された登録フォームの申請書
申請人の宣誓供述書
IPOPHLが発行した登録証の真正な謄本3部(IPOに登録した知的財産権の場合)
裁判所又は他の権限ある当局が知的財産権を宣言又は承認した決定又は決議の真正な謄本3部(IPOに登録していない知的財産の場合)
著作権及びそれに関する権利については、次の内容の宣誓供述書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定した時点において著作権が存在する旨 ・ 本人又はそこに記載した他のものが著作権者である旨 ・ 宣誓供述書に添付した作品又は他の対象物が、真正品の写しである旨

< CUSTOMS ADMINISTRATIVE ORDER NO. 6-2002 >

1. IPR Recorded with BOC

The Bureau shall maintain an IPR Registry where IP Holders may record their IPR, together with other relevant information that the Bureau may use for the effective implementation and enforcement of this Order.

An IPR Holder/Owner, or his agent, may apply with the Commissioner of Customs for the recording of his IPR and the product/s covered by such right/s upon the submission of the following requirements.

<税関行政命令 No.6-20029>

1. 関税局（BOC）における知的財産権の登録

関税局は知的財産権登録簿を保管し、ここに知的財産権者は自身の知的財産権及びその他の関係情報を登録することが可能であり、関税局はこの関税局令を有効に実施及び施行するために、これらの情報を利用することができる。

知的財産権者／所有者又はその代理人は、次の必要書類の提出に基づき、自身の知的財産権及びその権利の対象である製品を登録するよう関税局長に申請することができる。

1.1 An affidavit attesting that the applicant is the rightful owner of the IPR sought to be recorded, or in case of a representative or an agent, that he is duly authorized by the IPR Holder/Owner to make the application, and that the person or other entities in the submitted list, if any, are so authorized or not so authorized to make the importation or distribution of such products covered by the IPR together with a sufficient description of the products covered by the IPR sought to be recorded, together with samples thereof, if possible, to aid the Bureau in implementing this Order.

1.1 申請人が登録を求める知的財産の正当な所有者である旨、又は代表者若しくは代理人の場合には、その者による申請を知的財産権者／所有者が正式に許可している旨を証明しており、該当すれば提出されたリストに記載された個人又はその他の企業が、知的財産権の対象である製品の輸入若しくは流通の許可を受けている旨、又は受けていない旨を証明する宣誓供述書であって、関税局によるこの関税局令の実施を支援する、登録を求める知的財産権の対象とされる製品の十分な説明、及び可能であればその見本を添付する。

1.2 Documentary Requirements

1.2.1 In the case of IPR registered with the IPO, three (3) certified true copies of the Certificate of Registration issued by the said office.

1.2.2 In the case of IPR not registered with the IPO, three (3) certified true copies of a decision or resolution of a court or other competent authority declaring or recognizing the claim to an IPR.

1.2.3 In the case of copyright and related rights, an Affidavit executed by the IPR Holder/Owner or his duly authorized representative stating that:

1.2.3.1 At the time specified therein, copyright subsists in the work or other subject matter.

1.2.3.2 He or the other person named therein is the owner of the copyright and

1.2.3.3 The copy of the work or other subject matter annexed thereto is a true copy thereof.

1.2 必要書類

1.2.1 知的財産庁に知的財産権が登録されている場合には、同庁が発行する登録証の証明付謄本3通。

1.2.2 知的財産庁に知的財産権が登録されていない場合には、知的財産権の主張を宣言又は承認する、裁判所若しくはその他の管轄当局の決定又は決議の証明付謄本3通。

⁹ 引用する税関行政命令 No.6-2002 の日本語訳は、当調査研究で作成した仮訳である。

- 1.2.3 著作権又はそれに関する権利の場合には、知的財産権者／所有者又はその正式な許可を受けた代理人が作成した宣誓供述書であって、次をすべて記載したもの：
- 1.2.3.1 そこに特定する時点において、作品又はその他の対象物に著作権が存在している。
- 1.2.3.2 本人又はそこに記載されているその他の者が、著作権の所有者である。
- 1.2.3.3 ここに添付する作品又はその他の対象物の写しは、その真正の写しである。

1.3 Payment of recordation fee of PHP Two Thousand (P2,000.00) per product but in no case to exceed PHP Twenty Thousand (P20,000.00) per IPR Holder/Owner.

- 1.3 各製品について 2,000 ペソ、ただし知的財産権者／所有者 1 人について 20,000 ペソを上限とする登録手数料の支払。

The foregoing documentary requirements are solely for the purpose of identifying the IPR Holder/Owner and providing the Bureau with minimum information that will help its officers in effectively monitoring and evaluating infringing goods at the border. Such requirements therefore may in certain meritorious circumstances be liberalized for as long as the basic purposes for which the above requirements are imposed are achieved. The IPR Holder/Owner or his representative shall be notified of the time and place of examination.

上述した必要書類は、知的財産権者／所有者を特定し、関税局職員が水際で侵害商品の監視及び評価を有効に行うための支援となる最小限情報を関税局に提供する目的に限定される。したがってこれらの必要書類は、一部の有利な状況において、上述した要件を課す基本的な目的が達成される限り、緩和することができる。知的財産権者／所有者又はその代理人は、審査の時期及び場所について通知を受ける。

The recordation of IPRs and product or products covered therein shall be valid for two (2) years from date of the recording and renewable every two years thereafter.

知的財産権及びその対象とされる製品の登録は、登録日から 2 年間有効であり、その後 2 年ごとに更新することができる。

On the basis of the recordation, the Bureau shall monitor and inspect on its own initiative suspect imports to determine whether or not they are liable to seizure and forfeiture pursuant to law. However, the exercise of such power shall be governed and circumscribed by existing rules and regulations on the issuance of alert or hold orders.

登録に基づき、関税局は自己の発意によって被疑輸入品を監視及び検査し、それが法律による差押え及び没収の対象とされるのか否かについて決定する。ただし、この権限の行使は、警告又は通関停止の発令に関する現行の規則並びに規定によって管理され、その制限を受ける。

(4) 税関における模倣品の差止から処分までのフロー

税関における模倣品の差止から処分に係る手続は、税関行政命令No.6-2002に規定されている。以下、その概要について記載する。

手続	手続の説明
1. 権利者の要求又は税関の職権に基づく輸入の留保	信頼できる情報に基づき、関税局は自己の発意によって、関税局の登録対象に関する侵害商品を含む疑いがある輸入に対して、警告又は通関停止命令を行うことができる。
2. 侵害疑義品の検査	この命令に基づき通関停止又は警告の対象とされた製品は、警告又は通関停止命令の通知受領から 24 時間以内に、知的財産権者／所有者又はその代理人の立会、及び荷受人又はその正式な許可を受けた代理人の立会に基づき、選任された税関審査官による審査を受ける。
3. 差押	商品を差押手続の対象とする一応の根拠が存在する場合、その事案は、出荷に対する差押令状及び留置命令を発行するために、24 時間以内に税関徴収官に送致される。なお、フィリピンにおいては差押に際して担保金の供託は不要である。
4. 公聴	徴収官は差押日から 5 業務日以内に、差押製品の請求人、輸入者若しくは所有者又はその代理人に差押について書面で通知し、ヒアリングを受ける機会を与える。
5. 命令	ヒアリングの設定日から 20 業務日以内に、案件について決定が行われる。物品が侵害品であると認定された場合、行政によるそれらの没収又は破棄の命令が出される。
6. 侵害品の廃棄	行政の命令に従い、税関により廃棄が行われる。

図 1 税関における模倣品の差止から処分までの流れ¹⁰

< CUSTOMS ADMINISTRATIVE ORDER NO. 6-2002 >

Section B. Procedure on the request for issuance of alert or hold order

1. The IPR Holder/Owner or his agent shall request in writing the Commissioner of Customs, or the District Collector of Customs in the case of outports, for the issuance of an alert or hold order on goods suspected to be infringing.
2. The applicant shall attach all documentary requirements and other relevant information about his IPR and the product or products covered therein, as provided in Section II.C.1.1 and 1.2.

< 税関行政命令 NO. 6-2002¹¹ >

B 章 警告又は留置命令の発行請求に基づく手続

1. 知的財産の所有者／権利者又はその代理人は、関税局長、又は外港の場合には地方関税徴収官に、被疑侵害商品の警告又は留置命令の発行を書面で請求する。
2. 申請人は、第 II.C 条 1.1 及び 1.2 に規定する必要書類すべて、自身の知的財産に関係するその他の情報、及びその対象とされる 1 つ又は複数の製品を添付する。

Section C. Guidelines on the issuance of alert or hold orders for suspect goods

1. On the basis of reliable information, BOC may on its own initiative issue alert or hold order against imports suspected to contain infringing goods pursuant to Section II.C.1 of this Order.

¹⁰ 質問票調査に基づく情報による。¹¹ 引用する税関行政命令 No.6-2002 の日本語訳は、当調査研究で作成した仮訳である。

2. An alert or hold order may also be issued upon the request of an IPR Holder/Owner pursuant to Section II.C.2 of this Order.
3. Articles placed under Hold or Alert Orders under this Order shall be examined by the assigned customs examiner in the presence of the IPR Holder/Owner or his agent and the consignee or his duly authorized representative/s within twenty four (24) hours from receipt of notice of the alert or hold order.

C 章 被疑商品の警告又は留置命令の発行に関するガイドライン

1. 信頼できる情報に基づき、BOCは自己の発意によって、この行政令第II.C条1に規定する侵害商品を含むものと疑われる輸入に対して、警告又は留置命令を発行することができる。
2. 警告又は留置命令は、この行政令第II.C条2の規定に従う知的財産の所有者／権利者の請求に基づき発行することもできる。
3. この行政令に基づき留置又は警告の対象とされた物品は、知的財産の所有者／権利者又はその代理人、及び荷受人又はその正規代理人の立会に基づき、警告又は留置命令の通知を受領した後24時間以内に、任命された税関審査官によって審査される。

Section D. Special Provisions relating to seizure proceedings involving infringing of goods

2. In case of an unknown owner or claimant, the notice shall be effected posting for five (5) days in public corridor of the customhouse of the district in which the seizure is made, and, in the discretion of the Commissioner, by publication in a newspaper, or by such other means as he shall deem desirable.
3. If within ten (10) days after due notification prescribe in the preceding paragraph, no claimant, owner or agent appears or can be found, the Collector shall declare the property forfeited in favor of the government.

D 章 侵害商品の差押え手続に関する特別規定

2. 権利者又は請求人が不明の場合、通知は、差押えが行われる地方の税関庁舎の公共通路に5日間掲示することによって、及び関税局長の裁量に基づき、新聞紙における公告又はその他の望ましいものとみなす手段によって行われる。
3. 前パラグラフに規定する正式な通知後10日以内に、請求人、権利者若しくは代理人が出頭しない又は発見されない場合、関税徴収官は、財産物を政府のために没収する宣言を行う。

なお、13.1.1 (3) で述べた税関登録を行っていない場合であっても、権利者は税関行政命令No.2002-6により要求される書類を提出することにより、侵害品を含むことが疑われる貨物に対する警戒命令又は留置命令を発行するよう税関局長に請求することができる。また、税関は、権利者の申立てがない場合でも、職権で取締を開始し、物品や貨物の抜き取り検査を行うことができる。

(5) 費用負担

侵害商品を処分するための通関停止によって発生した費用は、輸入者又は輸出者が負担しなければならない。ただし関税局は、没収基金をこの目的に利用することができる。

<REPUBLIC ACT NO. 10863 AN ACT MODERNIZING THE CUSTOMS AND TARIFF ADMINISTRATION>

Section 422. Customs Expenses Constituting Charges on Goods.— The cost of examination shall be for the account of the importer or exporter, subject to proper accounting and documentation. All expenses incurred by the Bureau for the handling or storage of goods and other necessary operations shall be chargeable against the goods, and shall constitute a lien thereon.

x x x

However, the Bureau of Customs may use its Forfeiture Fund as provided under Sec. 1151 of the same law.

<共和国法 No. 10863 (税関近代化及び関税法) ¹²>

第 422 条 商品に対する課金を構成する税関費用

審査費用は、適切な会計処理及び書類提出を条件として、輸入者又は輸出者が負担する。商品の取扱い及び保管並びにその他の必要な管理について関税局に発生したすべての費用は、その商品に対して課金され、それに対する先取得権を構成する。

...

ただし関税局は、同法第 1151 条に基づく自身の没収基金 (Forfeiture Fund) を利用することができる。

Section 1151. Forfeiture Fund.— All proceeds from public auction sales after deduction of the charges as provided in Section 1143 of this Act and subject to the claim of the owner or importer of an impliedly abandoned goods as provided in Section 1130 of this Act, shall be deposited in an account to be known as Forfeiture Fund.

The Fund shall be in the name of and shall be managed by the Bureau which is hereby authorized, subject to the usual government accounting rules and regulations, tiftctalize it for the following purposes;

- (a) To outsource, subject to the rules on government procurement established by law, the management of the inventory, safekeeping, maintenance and sale of goods enumerated in Section 1139 of this Act to private service providers: Provided, That the Bureau shall retain jurisdictional control and supervision over these goods as well as the operations of the service provider so contracted;
- (b) To facilitate customs seizure, abandonment and forfeiture proceedings and the disposition of goods under Section 1139 of this Act, particularly those to be disposed of other than through public sale;
- (c) To enhance customs intelligence and enforcement capability to prevent smuggling; x x x

第 1151 条 没収基金—競売による売却代金すべては、この法律第 1143 条に規定する費用を差し引いた後、この法律第 1130 条に規定する黙示的に放棄された商品の所有者又は輸入者の請求に従うことを条件とし

¹² 引用する税関行政命令 No.6-2002 の日本語訳は、当調査研究で作成した仮訳である。

て、没収基金と呼ばれる口座に入金される。

この基金は関税局名義で同局が管理し、政府による通常の会計規則及び規定に従うことを条件として、関税局はこの基金を次の目的で利用することができる。

- (a) 法律で定める政府の取得分に関する規則に従うことを条件として、この法律第 1139 条に列挙する商品の記帳、保管、維持及び販売業務を、外部の民間事業者に委託すること。ただし関税局は、これらの商品及び契約事業者の運営を管理並びに監督する管轄権を保有する。
- (b) 税関による差押え、法規及び没収手続、並びに、この法律第 1139 条に基づく商品であって、特に公衆向けの販売以外の方法で処分すべき商品について、商品の処分を促進すること。
- (c) 密輸を防止する税関の諜報及び執行能力を強化すること。

...

(6) 税関と権利者等の連携について

関税局令 (CAO) No.9-2008 で改正された関税局令 No.6-2002 は、税関登録簿に登録された知的財産権に関する関税局と知的財産権者との協力手続の概要を規定している。

<CUSTOMS ADMINISTRATIVE ORDER NO. 6-2002>

E. Creation of an Intellectual Property Unit

To more effectively implement border control measures for the protection and enforcement of IPR, the Commissioner of Customs shall study and submit to the Secretary of Finance a work plan for the creation of a permanent intellectual property service or division, identifying its organizational set up and alignment, powers and functions, logistical requirements and support, and personnel complement. In the meantime, the Commissioner of Customs is hereby enjoined to established an interim intellectual property unit with the following interim functions:

1. To handle all application for recordation of IPRs and product or products covered therein.
2. To receive requests for issuance of alert or hold order addressed to the Commissioner of Customs and to record similar request addressed to the District Collector of Customs in case of outport.
3. To investigate, and in case of seizure, to prosecute IPR violations in the appropriate forfeiture proceedings.
4. To gather and manage data relating to IP enforcement and run in coordination with the Management Information Systems and Technology Group the IP database system to be put up for the purpose.
5. To coordinate all BOC activities relating to IPR matters.
6. To draw up in coordination with the Human Resources Management Division an appropriate training program on IPR border control enforcement.
7. To act as the liaison office of BOC for IPO and other agencies of government control with IP enforcement.

< 関税局令 No. 6-2002¹³ >

E. 知的財産ユニットの設立

知的財産権の保護及び行使を更に実効化する目的で、関税局長は恒常的な知的財産サービス又は部局を設立する作業計画を検討し、その組織構成及び配置、権能及び機能、物流管理の要件及び支援、人員配置を特定し、これを財務長官に提出する。それまでの間、関税局長は、次の機能を暫定的に有する、暫定的な知的財産ユニットを設立する義務を負う。

1. 対象とされる知的財産権及び製品の登録申請すべてを処理する。
2. 関税局長に宛てられた警告又は通関停止命令の発行請求を受理し、外港の場合には税関の地方徴収官に宛てられた同様の請求を登録する。
3. 適切な没収手続によって知的財産権侵害を調査し、差押えの場合には告発する。
4. 知的財産権行使に関するデータを収集及び管理し、管理情報システム・技術グループの協力に基づき、この目的で構築した知的財産データベースシステムを運用する。
5. 知的財産案件に関する関税局の活動すべてと連携する。
6. 人的資源管理部の協力に基づき、知的財産権の水際取締に関する適切な研修プログラムを策定する。
7. 知的財産庁及び知的財産権行使を管理するその他の政府当局に対する、関税局の連絡機関として行動する。

F. Intellectual Property Rights Risk Management and Database Support System

The Bureau of Customs is hereby enjoined to establish a risk assessment program and a management information system where all relevant data for the effective enforcement of the IP Code shall be gathered, stored and utilized to monitor, screen out, and interdict infringing goods at the border and on a post entry basis. For the purpose, it shall established appropriate linkages with the Intellectual Property office, other concerned law enforcement agencies, and the private sector.

F. 知的財産権リスク管理及びデータベース支援システム

関税局は、知的財産法を有効に執行するための関係データすべてを収集及び蓄積し、それによって水際及び入境後の侵害商品を監視、抽出、阻止するために活用するための、リスク評価プログラム及び管理情報システムを設立する義務を負う。この目的で関税局は、知的財産庁、その他の関係法の執行当局、及び民間部門と適切に連携する。

(7) 税関における模倣品の差止件数の統計調査について

フィリピン知的財産庁は、知的財産権侵害に関するデータを定期的に収集し、ウェブサイトで公開¹⁴している。

税関における差止等の統計データは必ずしも毎年含まれてはいないが、近年のデータとしては、2013年1月から2013年7月までの税関における差止等の件数は10件、金額にしておよそ31億ペソ相当であった。また、米国通商法第301条に関するフィリピンからの提出事項において、2015年の模倣品及び海賊版のフィリピン国内全体での押収額はおよそ42.6百万米ドルとの報告¹⁵がされている。

¹³ 引用する税関行政命令 No.6-2002 の日本語訳は、当調査研究で作成した仮訳である。

¹⁴ IPOPHL ウェブサイト内 STATISTICS URL : <http://ipophil.gov.ph/ip-enforcement-menu/statistics> (最終アクセス日 : 2017年3月13日)

¹⁵ IPOPHL ウェブサイト内 IP Enforcement United States Trade Representative URL : http://ipophil.gov.ph/image/s/IPEnforcement/PhilippineSubmission/2016_PHL_Submission_to_USTR.pdf 6頁

13.1.2 刑事措置の内容及び実施状況

(1) 概要

フィリピンでは、知的財産権の侵害行為に対し、刑法上の罪として罰則が設けられている。以下では、特に、営業秘密の不正取得、不正ラベル・不正包装の故意の使用及び映画盗撮に関して記載する。

表6 営業秘密・不正ラベル等・映画盗撮に関する刑事措置の概要

内容	刑事罰規定	国内担保法
営業秘密の不正取得に関する刑事罰規定	営業秘密の不正取得に関して特別に定めた法律はない。 営業秘密の漏洩については6か月以内の禁固及び500ペソ以下の罰金	共和国法No.3815(改正刑法) 第291条、第292条等
不正ラベル・不正包装の故意の使用に関する刑事罰規定	2年以上5年以下の懲役及び5万ペソ以上20万ペソ以下の罰金	共和国法No.8292(知的財産法) 第170条
映画盗撮に関する刑事罰規定	5万ペソ以上75万ペソ以下の罰金、及び6か月以上6年以下の禁固	共和国法No.10088(2010年不正録画法) 第4条

(2) 営業秘密の不正取得に関する刑事罰規定

フィリピンにおいて、営業秘密の不正取得自体に関する刑事罰はないが、営業秘密の漏洩に関する刑事罰は、法律No.3815（改正刑法）に規定されている。主な条文を以下に記載する。

<Act No. 3815 The Revised Penal Code>

Art. 291. Revealing secrets with abuse of office.

The penalty of arresto mayor and a fine not exceeding 500 pesos shall be imposed upon any manager, employee or servant who, in such capacity, shall learn the secrets of his principal or master and shall reveal such secrets.

<法律No.3815（改正刑法）¹⁶>

第291条 事業所の職権濫用による秘密の漏洩—管理職、従業者若しくは職員が、その職権において社長又は雇用主の秘密を知り、その秘密を漏洩した場合には、arresto mayor（1か月と1日以上、6か月と1日以下の禁固）、及び500ペソ以下の罰金が科される。

Art. 292. Revelation of industrial secrets.

The penalty of prision correccional in its minimum and medium periods and a fine not exceeding 500 pesos shall be imposed upon the person in charge, employee or workman of any manufacturing or industrial establishment who, to the prejudice of the owner thereof, shall reveal the secrets of the industry of the latter.

第292条 産業上の秘密の漏洩

¹⁶ 引用する税関行政命令 No.6-2002 の日本語訳は、当調査研究で作成した仮訳である。

製造若しくは産業施設の担当者、従業者又は作業者が、その所有者の権利を害して、その施設の産業上の秘密を漏洩した場合には、短期又は中期の懲役刑、及び500ペソ以下の罰金が科される。

上記の改正刑法に基づき、営業秘密を取得した者又は不法に取得した者は、誘発による正犯（principal by inducement）又は不可欠の協力による正犯（principal by indispensable cooperation）としての責任を負う。正犯の定義については以下のとおりである。

<Act No. 3815 The Revised Penal Code>

Article 16. Who are criminally liable.

The following are criminally liable for grave and less grave felonies:

1. Principals.
2. Accomplices.
3. Accessories.

The following are criminally liable for light felonies:

1. Principals
2. Accomplices.

<法律No.3815（改正刑法）¹⁷>

第16条 刑事上の責任を負う者

次の者は特別の重罪（grave felonies）及び軽減された重罪（less grave felonies）として刑事上の責任を負う。

1. 正犯
2. 共犯
3. 従犯

次の者は軽微な重罪（light felonies）として刑事上の責任を負う。

1. 正犯
2. 共犯

Article 17. Principals.

The following are considered principals:

1. Those who take a direct part in the execution of the act;
2. Those who directly force or induce others to commit it;
3. Those who cooperate in the commission of the offense by another act without which it would not have been accomplished.

第17条 正犯

次の者は正犯とみなされる。

1. 行為の直接的な部分を遂行する者
2. 他人に、その行為を遂行するよう直接的に強制する又は誘発する者
3. 他人の犯罪遂行に協力する者であって、その協力がなければ遂行されなかったものと考えられる場合

¹⁷ 引用する税関行政命令 No.6-2002 の日本語訳は、当調査研究で作成した仮訳である。

Article 18. Accomplices.

Accomplices are those persons who, not being included in Article 17, cooperate in the execution of the offense by previous or simultaneous acts.

第18条 共犯

共犯とは、第17条にいう者に含まれないが、過去又は同時の行為によって犯罪の遂行に協力する者をいう。

Article 19. Accessories.

Accessories are those who, having knowledge of the commission of the crime, and without having participated therein, either as principals or accomplices, take part subsequent to its commission in any of the following manners:

1. By profiting themselves or assisting the offender to profit by the effects of the crime.
2. By concealing or destroying the body of the crime, or the effects or instruments thereof, in order to prevent its discovery.
3. By harboring, concealing, or assisting in the escape of the principals of the crime, provided the accessory acts with abuse of his public functions or whenever the author of the crime is guilty of treason, parricide, murder, or an attempt to take the life of the Chief Executive, or is known to be habitually guilty of some other crime.

第19条 従犯

従犯とは、犯罪の遂行について知っているが、その遂行には正犯又は共犯として参加しておらず、その遂行後に、次のいずれかの方法によって参加する者をいう。

1. その犯罪の効果によって自身が利益を得る、又は犯罪者が利益を得ることを補助する。
2. 発見を防止する目的で、犯罪の実体、又はその効果若しくは手段を、隠匿又は破棄する。
3. 犯罪の正犯を匿う、隠覆する、又は逃亡を補助する。ただし、従犯の行為が自身の社会的機能に反するものであること、又は、犯罪者本人が反逆罪、尊属殺人罪、殺人罪若しくは経営者殺人試行罪を犯していること、又はその他の常習犯罪者として知られていることを条件とする。

(3) 不正ラベル・不正包装の故意の使用に関する刑事罰規定

不正ラベル・不正包装の故意の使用に関しては、商標権の侵害に該当し、当該侵害行為は知的財産法第155条、第168条及び168.1項に規定され、当該侵害行為についての罰則は同法第170条に規定されている。

<REPUBLIC ACT NO. 8293>

SECTION 155. Remedies; Infringement. — Any person who shall, without the consent of the owner of the registered mark:

<共和国法No.8292 (知的財産法) >

第155条 救済；侵害

何人も、登録標章の権利者の承諾を得ないで次の行為をした場合は、次条以下に規定する救済のため、侵害についての権利者による民事訴訟において責任を負わなければならない。

155.1. Use in commerce any reproduction, counterfeit, copy, or colorable imitation of a registered mark or the same container or a dominant feature thereof in connection with the sale, offering for sale, distribution, advertising of any goods or services including other preparatory steps necessary to carry out the sale of any goods or services on or in connection with which such use is likely to cause confusion, or to cause mistake, or to deceive; or

155.1 使用することによって混同を生じさせ、錯誤を生じさせ若しくは欺瞞する虞がある商品又はサービスの販売、販売の申出、頒布、宣伝その他販売を行うために必要な準備段階に関連して、登録標章の複製、模造、模倣若しくは紛らわしい模倣若しくは同一の容器又はそれらの主要な特徴を商業上使用すること

155.2 Reproduce, counterfeit, copy or colorably imitate a registered mark or a dominant feature thereof and apply such reproduction, counterfeit, copy or colorable imitation to labels, signs, prints, packages, wrappers, receptacles or advertisements intended to be used in commerce upon or in connection with the sale, offering for sale, distribution, or advertising of goods or services on or in connection with which such use is likely to cause confusion, or to cause mistake, or to deceive, shall be liable in a civil action for infringement by the registrant for the remedies hereinafter set forth: Provided, That the infringement takes place at the moment any of the acts stated in Subsection 155.1 or this subsection are committed regardless of whether there is actual sale of goods or services using the infringing material. (Sec. 22, R.A. No 166a)

155.2 登録標章又はその主要な特徴を複製し、模造し、模倣し又は紛らわしく模倣し、かつ、使用することによって混同を生じさせ、錯誤を生じさせ又は欺瞞する虞がある商品又はサービスの販売、販売の申出、頒布又は宣伝に関連して、商業上使用するための貼紙、標識、印刷物、包装用容器、包装紙、貯蔵用容器又は宣伝に、そのような複製、模造、模倣又は紛らわしい模倣を適用すること。ただし、当該侵害する物を使用した商品又はサービスの実際の販売があったか否かに拘らず、本項又は前項にいう行為がなされた時に侵害が生じたものとする。

SECTION 168. Unfair Competition, Rights, Regulation and Remedies.

168.1. A person who has identified in the mind of the public the goods he manufactures or deals in, his business or services from those of others, whether or not a registered mark is employed, has a property right in the goodwill of the said goods, business or services so identified, which will be protected in the same manner as other property rights.

第 168 条 不正競争、権利、規則及び救済

168.1 登録標章が使用されているか否かに拘らず、公衆に対して自己の製造し若しくは取り扱う商品、自己の事業又はサービスを他人のそれらから区別して特定している者は、当該商品、事業又はサービスの信用において所有権を有し、この所有権は、他の所有権と同一の方法で保護される。

SECTION 170. Penalties.

Independent of the civil and administrative sanctions imposed by law, a criminal

penalty of imprisonment from two (2) years to five (5) years and a fine ranging from Fifty thousand pesos (P50,000) to Two hundred thousand pesos (P200,000), shall be imposed on any person who is found guilty of committing any of the acts mentioned in Section 155, Section 168 and Subsection 169.1. (Arts. 188 and 189, Revised Penal Code)

第 170 条 罰則

第 155 条, 第 168 条及び 169.1 にいう行為を行ったことにより有罪とされた者は, 法による民事上及び行政上の制裁とは別に, 2 年以上 5 年以下の懲役及び 5 万ペソ以上 20 万ペソ以下の罰金に処する。

(4) 映画盗撮に関する刑事罰規定

知的財産法による一般的な著作権の侵害行為に該当する他、映画盗撮による著作権の侵害行為は、共和国法No.10088（2010年不正録画法）第3条に規定されており、その罰則は同法第4条に規定されている。

<Republic Act No. 10088 the Anti-Camcording Act of 2010>

Section 3. Acts constituting unauthorized possession and/or control of audiovisual recording devices

1. Use or attempt to use an audiovisual recording device to transmit or make a copy of any performance in an exhibition facility of such cinematographic film or other audiovisual work or its soundtrack, or any part thereof;
2. Have in possession an audiovisual recording device in an exhibition facility, with the intent of using or attempts to use the audiovisual recording device to transmit or make a copy of any performance in the exhibition facility of a cinematographic film or other audiovisual work or its soundtrack, or any part thereof; or
3. Aid, abet or connive in the commission of the prohibited acts.

<共和国法No.10088(2010年不正録画法)¹⁸>

第 3 条 音響映像記録装置の許可を得ていない所持又は操作を構成する行為

- (1) 映画フィルム若しくはその他の音響映像作品又はそのサウンドトラック, 又はその一部の, 展示施設における公演内容の送信又はその複製を制作する目的で, 音響映像記録装置を使用する行為, 又はその使用を試みる行為
- (2) 展示施設における音響映像記録装置の所持であって, 映画フィルム若しくはその他の音響映像作品又はそのサウンドトラック, 又はその一部の, その展示施設における公演内容の送信又はその複製を制作する目的で, 音響映像記録装置を使用する意思を有する場合, 又はその使用を試みる意思を有する場合, 又は,
- (3) 禁止される行為の遂行における補助, 幫助又は黙認

Section 4. Penalties.

A person who will be found guilty of violating the provisions of Section 3 shall be subject to a fine of Fifty thousand pesos (PhP50,000.00) but not exceeding Seven

¹⁸ 引用する 2010 年不正録画法の日本語訳は、当調査研究で作成した仮訳である。

hundred fifty thousand pesos (PhP750,000.00) and imprisonment of six (6) months and one (1) day to six (6) years and one (1) day.

第4条 制裁

第3条の規定に対して有罪又は違反と判断された者は、50,000ペソ以上、750,000ペソ以下の罰金、及び6か月と1日以上、6年と1日以下の禁固の対象とされる。

(5) 模倣被害に対する刑事措置に関する統計調査について

フィリピン知的財産庁は、知的財産権侵害に関するデータを定期的に収集し、ウェブサイトで公開しており、刑事措置に関する統計データはNCIPRの年次報告書及び米国通商法第301条に関するフィリピンからの提出事項に記載されている¹⁹。当該データによれば、知的財産権に関して特別商業裁判所に提出された2015年の刑事事件の件数は1,098件であった。権利種別毎の内訳は不明である。

表7 特別商事裁判所に提出された2015年度の知的財産刑事事件処理数²⁰

処理案件	件数
係争中	441
却下	223
保留	369
無罪	3
有罪	36
上訴	26
合計	1,098

13.1.3 民事措置の内容及び実施状況

(1) 概要

フィリピンでは、共和国法No.8292（知的財産法）の法律の規定により民事による救済を求めることができる。救済の内容としては、権利者は侵害行為の差止、損害賠償及び訴訟に要した費用補償を求めることができる。以下では、特に、模倣被害に対する損害賠償制度、追加的損害賠償制度について記載する。

¹⁹ IPOPHLウェブサイト内 IP Enforcement United States Trade Representative URL : <http://ipophil.gov.ph/ip-enforcement-menu/united-states-trade-representative-ustr>（最終アクセス日：2017年3月13日）

²⁰ IPOPHLウェブサイト内 http://ipophil.gov.ph/images/IPEnforcement/PhilippineSubmission/2016_PHL_Submission_to_USTR.pdf（最終アクセス日：2017年3月13日）を参照して作成。

表8 民事措置の概要

内容	損害賠償の内容	規定
法定損害賠償制度	特許権、実用新案権、意匠権： 適切な実施料に等しい額	共和国法No.8292(知的財産法) 第76.3条、 第108条、第119条
	商標権：被告の総売上高又は営業価値に基づく割合	共和国法No.8292(知的財産法)第156.1条
	著作権：被告(侵害者)が費用の詳細を立証、又は裁判所が相応の金額を裁定する	共和国法No.8292(知的財産法) 第216.1条 (b)
追加的損害賠償制度	特許権、実用新案権、意匠権： 実損害額の3倍まで	共和国法No.8292(知的財産法) 第76.4条、
	商標権：損害賠償額の2倍	共和国法No.8292(知的財産法) 第156.3 条、
	著作権：裁判所が衡平とみなす教訓的かつ見せしめの損害賠償	共和国法No.8292(知的財産法) 第216.1 条(e)

(2) 損害賠償制度、追加的損害賠償について

模倣被害に対する損害賠償については、それぞれの知的財産権毎に共和国法No.8293(知的財産法)に規定があり、追加的損害賠償についても定められている。損害賠償額は、特許権、実用新案権、意匠権については適切な実施料相当額、商標権については被告が原告の権利を侵害しなかったならば原告が得たであろう合理的な利益又は被告が侵害によって実際に得た利益の何れかとされる。著作権の場合の損害賠償額については権利者が侵害により被った実際の損害、及び侵害者が侵害により得た利益のいずれかとされるが、原告は販売の事実を立証することのみ要求され、被告が要した費用の詳細を立証することを要求される。

また、知的財産法には追加的損害賠償が規定されている。裁判所はその裁量で、特許権、実用新案権、意匠権については実損害額の3倍まで、商標権については2倍まで、著作権については衡平の範囲内で教訓的かつ見せしめの損害賠償額の支払いを命ずることができる。

<REPUBLIC ACT NO. 8293>

【特許権】

76.2. Any patentee, or anyone possessing any right, title or interest in and to the patented invention, whose rights have been infringed, may bring a civil action before a court of competent jurisdiction, to recover from the infringer such damages sustained thereby, plus attorney's fees and other expenses of litigation, and to secure an injunction for the protection of his rights.

<共和国法No.8292 (知的財産法) >

76.2 権利を侵害されている特許権者又は当該特許発明における若しくはその発明に対する権利、所有権若しくは利益を有する者は、侵害によって受けた損害及び弁護士費用その他の訴訟費用の侵害者による弁償並びに自己の権利の保護のための差止を求めて管轄裁判所に民事訴訟を提起することができる。

76.3. If the damages are inadequate or cannot be readily ascertained with reasonable certainty, the court may award by way of damages a sum equivalent to reasonable royalty.

76.3 損害賠償が不適切であるか又は合理的な確かさで容易に確かめることができないものである場合は、裁判所は、適切な実施料に等しい額を損害賠償として裁定することができる。

76.4. The court may, according to the circumstances of the case, award damages in a sum above the amount found as actual damages sustained: Provided, That the award does not exceed three (3) times the amount of such actual damages.

76.4 裁判所は、事案に応じて、実際に受けた損害として認定した額を超える額で損害賠償を裁定することができる。ただし、裁定は、実際の損害の額の 3 倍を超えないものとする。

【実用新案権】

Section 108. Applicability of Provisions Relating to Patents.

108.1. Subject to Section 109, the provisions governing patents shall apply, mutatis mutandis, to the registration of utility models.

第 108 条 特許に関する規定の準用

108.1 第 109 条の規定に従うことを条件として、特許に関する規定は、実用新案に準用する。

【意匠権】

Section 119. Application of Other Sections and Chapters. - 119.1. The following provisions relating to patents shall apply mutatis mutandis to an industrial design registration: x x x CHAPTER VIII – RIGHTS OF PATENTEES AND INFRINGEMENT OF PATENTS

第 119 条 他の条及び章の適用

119.1 特許に関する次の規定を意匠登録について準用する。

第 8 章 特許権者の権利及び特許の侵害

【商標権】

Section 156. Actions, and Damages and Injunction for Infringement.

156.1. The owner of a registered mark may recover damages from any person who infringes his rights, and the measure of the damages suffered shall be either the reasonable profit which the complaining party would have made, had the defendant not infringed his rights, or the profit which the defendant actually made out of the infringement, or in the event such measure of damages cannot be readily ascertained with reasonable certainty, then the court may award as damages a reasonable percentage based upon the amount of gross sales of the defendant or the value of the services in connection with which the mark or trade name was used in

the infringement of the rights of the complaining party. (Sec. 23, first par., R.A. No. 166a)

第 156 条 訴訟並びに侵害に対する損害賠償及び差止

156.1 登録標章の権利者は、その権利を侵害した者に損害を賠償させることができる。受けた損害の大きさは、被告が原告の権利を侵害しなかったならば原告が得たであろう合理的な利益又は被告が侵害によって実際に得た利益の何れかとし、損害の大きさが適切な確かさをもって容易には確定することができない場合は、裁判所は、損害賠償として、被告の総売上高又は原告の権利の侵害において当該標章若しくは商号が使用された営業の価値に基づく適切な割合を裁定することができる。

156.3. In cases where actual intent to mislead the public or to defraud the complainant is shown, in the discretion of the court, the damages may be doubled.

156.3 公衆を誤認させ又は原告から詐取する実際の意思が立証された場合は、裁判所は、裁量により、損害賠償額を 2 倍にすることができる。

【著作権】

Section 216. Remedies for Infringement.

216.1. Any person infringing a right protected under this law shall be liable:

第 216 条 侵害に対する救済

216.1 本法の規定により保護される権利を侵害する者は、次のことに対して応じる責任がある。

(b) Pay to the copyright proprietor or his assigns or heirs such actual damages, including legal costs and other expenses, as he may have incurred due to the infringement as well as the profits the infringer may have made due to such infringement, and in proving profits the plaintiff shall be required to prove sales only and the defendant shall be required to prove every element of cost which he claims, or, in lieu of actual damages and profits, such damages which to the court shall appear to be just and shall not be regarded as penalty.

(b) 著作権者、その譲受人又はその相続人に対して、法的費用その他の支出を含み、それらの者が侵害により蒙った実際の損害、及び侵害者が侵害により得た利益を支払うこと利益を立証するに当たっては、原告は販売の事実を立証することのみ要求され、被告が要した費用の詳細を立証することを要求される。又は、実際の損害及び利益に代えて、裁判所にとって相応と認められ、かつ、罰金とはみなされない損害賠償を支払うこと

(e) Such other terms and conditions, including the payment of moral and exemplary damages, which the court may deem proper, wise and equitable and the destruction of infringing copies of the work even in the event of acquittal in a criminal case.

(e) 刑事訴訟において無罪宣告があった場合であっても、裁判所が適切であり、賢明であり、かつ、衡平であるとみなすことができる教訓的かつ見せしめの損害賠償の支払、及び著作物を侵害する複製物

の廃棄を含む、その他の条件

(3) 模倣被害に対する民事措置に関する統計調査について

民事措置に関する統計データについても、先述の NCIPRの年次報告書及び米国通商法第301条に関するフィリピンからの提出事項に記載されている。当該データによれば、知的財産権に関して特別商業裁判所に提出された2015年の民事事件の件数は186件であった。権利種別毎の内訳は不明である。

表9 特別商事裁判所に提出された2015年度の知的財産民事事件処理案件数²¹

処理案件	件数
係争中	81
却下	34
判決	32
和解に基づく判決	39
合計	186

²¹ IPOPHL ウェブサイト内 http://ipophil.gov.ph/images/IPEnforcement/PhilippineSubmission/2016_PHL_Submission_to_USTR.pdf (最終アクセス日：2017年3月13日) を参照して作成。

平成 29 年 3 月

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

模倣被害に対する主要各国による措置及び対策に関する実態調査報告書

本調査研究報告書の著作権は特許庁に帰属します。

作成： 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル 4 階

電話 (03)3591-5315 FAX (03)3591-1510

<http://www.aippi.or.jp/>